

鹿 児 島 県 公 報

令和元年 9 月 17 日（火）第 39 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※） （青少年男女共同参画課取扱い） 1

告 示

- 有害な図書等の指定 （青少年男女共同参画課取扱い） 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件） （障害福祉課取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件） （障害福祉課取扱い） 8
- 家畜伝染病の発生 （畜産課取扱い） 9
- 基本測量の実施 （監理課取扱い） 9
- 公共測量の実施 （監理課取扱い） 9
- 市街地再開発組合の事業計画の変更の認可 （建築課取扱い） 10
- 道路の位置指定 （大隅地域振興局取扱い） 10

公 告

- 令和元年度林業種苗生産事業者講習会開催公告 （森林経営課取扱い） 10
- 落札者等の公告 （社会福祉課取扱い） 11

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 （生活安全企画課取扱い） 12

規 則

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第12号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

| 種 別 | 品 名 | 単 位 | 使用料 | 備 考 |
|-----|-----|-----|------------|-----|
| | 能舞台 | 1 式 | 円 6,550 | |
| | 所作台 | 1 式 | 5,740 | |

| | | | |
|------------|----|-------|--|
| 仮設鳥屋囲（揚幕付） | 1台 | 210 | |
| 松羽目 | 1台 | 950 | |
| 竹羽目 | 1台 | 1,370 | |
| 平台 | 1枚 | 160 | |
| 開き足 | 1式 | 160 | |
| 箱足 | 1式 | 160 | |
| 木台 | 1式 | 160 | |
| け込み | 1式 | 160 | |
| 演台 | 1台 | 510 | |
| 司会者台 | 1台 | 350 | |
| 金びょうぶ | 1双 | 1,160 | |
| 鳥の子びょうぶ | 1双 | 1,160 | |
| 木支木 | 1台 | 20 | |
| 金支木 | 1台 | 20 | |
| 人形立 | 1台 | 20 | |
| 移動式姿見 | 1台 | 50 | |
| | | | |

| | | | | |
|---------|-------------|-----|-----|--|
| 舞台大小道具 | ひ毛せん | 1 枚 | 180 | |
| | 座布団 | 1 枚 | 80 | |
| | プログラムスタンド | 1 台 | 50 | |
| | バレエ用シート | 1 枚 | 100 | |
| | 上敷 | 1 枚 | 160 | |
| | 地がすり | 1 枚 | 860 | |
| | 紗幕 | 1 張 | 860 | |
| | 振落しパイプ | 1 台 | 720 | |
| | 雪籠 | 1 台 | 50 | |
| | 式次第兼用黒板 | 1 台 | 50 | |
| | ドライアイスマシン | 1 台 | 860 | |
| | スモークジェットファン | 1 台 | 860 | |
| | 客席内移動卓台 | 1 台 | 100 | |
| | 指揮者台 | 1 台 | 290 | |
| | 指揮者用譜面台 | 1 台 | 100 | |
| 演奏者用譜面台 | 1 台 | 50 | | |
| 譜面灯 | 1 台 | 20 | | |

| | | | |
|----------------------|----|-----|--|
| 演奏者用椅子 | 1脚 | 50 | |
| コントラバス演奏者用椅子 | 1脚 | 50 | |
| 一畳台 | 1台 | 100 | |
| 一畳台掛け | 1台 | 100 | |
| 角台 | 1台 | 50 | |
| 四本柱 | 1台 | 50 | |
| 太鼓焙 ^{ほう} じ台 | 1台 | 50 | |
| 電熱器 | 1台 | 20 | |
| 見台 | 1台 | 50 | |
| 拍子盤 | 1台 | 50 | |
| 面台 | 1台 | 100 | |
| かづらおけ 葛桶 | 1台 | 310 | |
| 床几 ^ぎ | 1台 | 50 | |
| 頭晒 ^{さらし} 台 | 1台 | 50 | |
| 髪晒 ^{さらし} 台 | 1台 | 50 | |
| 衣桁 ^{しょう} 掛け | 1台 | 310 | |
| 紅段・無紅段 | 1式 | 100 | |

| | | | | | |
|-----|--|--------------|----|--------|------------|
| | | めくり台 | 1台 | 100 | |
| 楽 器 | | グランドピアノ（A） | 1台 | 10,680 | 調律費は、含まない。 |
| | | グランドピアノ（B） | 1台 | 3,490 | 調律費は、含まない。 |
| | | アップライトピアノ | 1台 | 530 | 調律費は、含まない。 |
| | | マリンバ | 1台 | 1,160 | |
| | | ドラムセット | 1式 | 310 | |
| | | ギターアンプ | 1台 | 100 | |
| | | ベースアンプ | 1台 | 100 | |
| | | キーボードシンセサイザー | 1台 | 100 | |
| | | ミキサー | 1式 | 160 | |
| | | ボーダーライト | 1列 | 860 | |
| | | サスペンションライト | 1列 | 1,510 | |
| | | アッパーホリゾンライト | 1組 | 860 | |
| | | プロセニウムライト | 1列 | 1,510 | |
| | | トーマンタルタワーライト | 1組 | 860 | |
| | | ローアホリゾンライト | 1組 | 720 | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|----------------|-----------|----------------------|-------|-------|--|
| 舞台 照明 器具 | 県民 ホール | フットライト | 1 式 | 740 | |
| | | 花道フットライト | 1 式 | 350 | |
| | | フロントサイドスポットライト | 1 組 | 860 | |
| | | フロントサイドスポットライト（能舞台用） | 1 式 | 350 | |
| | | シーリングスポットライト | 1 式 | 1,740 | |
| | | シーリングスポットライト（能舞台用） | 1 式 | 350 | |
| | | センターピンスポットライト | 1 台 | 1,160 | |
| | | ピンスポットギャラリーライト | 1 台 | 430 | |
| | | サイドタワーライト | 1 組 | 860 | |
| | 大ホ ール | 照明フライダクト | 1 列 | 1,510 | |
| | | ローアーホリゾンライト | 1 式 | 480 | |
| | | メタルハイライドピンスポットライト | 1 台 | 420 | |
| | 中ホ ール | サスペンションライト | 1 列 | 1,510 | |
| | | フロントサイドスポットライト | 1 組 | 860 | |
| | | センターピンスポットライト | 1 台 | 630 | |
| 音響関係器 | 吊りマイク装置 | 1 式 | 1,730 | | |
| | カセットデッキ | 1 台 | 860 | | |

| | | | | |
|--------|------------|----|-------|--|
| 具 | MDレコーダー | 1台 | 860 | |
| | CDプレーヤー | 1台 | 860 | |
| 映像関係器具 | 16ミリ映写機 | 1式 | 3,520 | |
| | オーバーヘッドカメラ | 1式 | 1,510 | |
| | 液晶プロジェクター | 1台 | 2,070 | |
| | スクリーン | 1張 | 1,510 | |
| | VTR | 1式 | 2,090 | |
| | DVDプレーヤー | 1式 | 2,090 | |
| 陶芸窯 | 素焼き | 1式 | 960 | |
| | 本焼き | 1式 | 1,380 | |

附 則

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、この規則の施行の日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

告 示

鹿児島県告示第364号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和元年9月17日

鹿児島県知事 三反園訓

| 指 定 番 号 | 指 定 年 月 日 | 指 定 種 別 | 書 名 | 発 行 所 | 指 定 箇 所 | 指 定 理 由 |
|------------|--------------|------------|----------------------|----------|------------|--------------------------|
| 25342 | 令和元年 9月5日 | 雑誌 | mini Berry Vol.46 | 18426-09 | 全部 | 著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年 |
| 25343 | | | 臨増ナックルズDX Vol.18 | 68541-44 | | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|-------------------------------------|
| | | | | | | の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
|--|--|--|--|--|--|-------------------------------------|

鹿児島県告示第365号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年9月17日

鹿児島県知事 三反園訓

| 薬 局 | | 指定年月日 | 自立支援医療の種類 |
|-----------|------------------|----------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| ゆお薬局 | 鹿児島市東谷山三丁目14番1号 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |
| シナモン薬局 | 鹿児島市吉野町3909番地1 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |
| 三井調剤薬局札元店 | 鹿屋市札元一丁目6-37 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |
| ことぶき薬局 | 熊毛郡南種子町中之上3026-1 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第366号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年9月17日

鹿児島県知事 三反園訓

| 指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者 | | 事 業 所 | | 指定年月日 | 自立支援医療の種類 |
|--------------------------------------|----------------------|---------------|----------------------|----------|-----------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | | |
| 医療法人仁慈会 | 鹿児島市鴨池二丁目24番14号 | 訪問看護ステーション龍宮 | 鹿児島市鴨池一丁目9-8スカイラークビル | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |
| 株式会社みらい | 鹿児島市荒田一丁目31番23号102号室 | 訪問看護ステーションみらい | 鹿児島市荒田一丁目31番23号102号室 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第367号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年9月17日

鹿児島県知事 三反園訓

| 病 院 又 は 診 療 所 | | 更新年月日 | 自立支援医療の種類 |
|---------------|---------------|-------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 医療法人康成会植村病院 | 鹿児島市草牟田一丁目4-7 | 令和元年 | 精神通院医療 |

| | | | |
|--|--|------|--|
| | | 9月1日 | |
|--|--|------|--|

鹿児島県告示第368号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和元年9月17日

鹿児島県知事 三反園訓

| 薬 局 | | 更新年月日 | 自立支援医療の種類 |
|-----------------|--------------------------|----------|-----------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 協立調剤薬局 | 鹿児島市中央町30番地6エムディア中央町101号 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |
| にこにこ市民薬局 | 鹿児島市上荒田町29-25 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |
| マリンバ調剤薬局宇宿店 | 鹿児島市宇宿三丁目21番6号 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |
| 宮前調剤薬局 | 出水市上知識町803番 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |
| 長島調剤薬局 | 出水郡長島町鷹巣1833 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |
| 有限会社ケーアイ調剤薬局始良店 | 始良市西餅田118-3 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |
| 宇検薬局 | 大島郡宇検村湯湾37番27 | 令和元年9月1日 | 精神通院医療 |

鹿児島県告示第369号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和元年9月17日

鹿児島県知事 三反園訓

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

| 患畜及び疑似患畜の区分 | 発生頭数 | 発生の場所 | 発生日 |
|-------------|------|-------|-----------|
| 患畜 | 1 | 志布志市 | 令和元年8月22日 |

鹿児島県告示第370号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業の期間 令和元年10月10日から令和2年3月10日まで
- 3 作業の地域 出水市及び伊佐市

鹿児島県告示第371号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 令和元年8月15日から令和2年1月10日まで

3 作業の地域 鹿屋市輝北町上百引地内

鹿児島県告示第372号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年9月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 市街地再開発組合の名称
千日町1・4番街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
 - (1) 変更前
平成29年12月15日から平成33年12月31日まで
 - (2) 変更後
平成29年12月15日から令和4年9月30日まで
- 3 施行地区
鹿児島市千日町1番1から1番21まで、1番23から1番27まで及び4番1から4番28まで
- 4 事務所の所在地
鹿児島市照国町3番21号
- 5 設立認可の年月日
平成29年12月15日
- 6 変更の認可の年月日
令和元年8月27日

大隅地域振興局告示第8号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年9月17日

大隅地域振興局長 松菌英昭

| 指定の年月日 | 申請者の住所及び氏名 | 指 定 道 路 | | |
|---------------|------------------------------|-------------------------|---------------|---------------|
| | | 位 置 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) |
| 令和元年 6月28日 | 宮崎県串間市大字 奈留5283番地1 英保彦 | 志布志市志布志町安楽字 下堀2334番9 | 98.76 | 6.01 |

公 告

令和元年度林業種苗生産事業者講習会開催公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、令和元年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和元年9月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開催日時
令和元年11月6日（水）午前10時から午後5時まで
- 2 開催場所
鹿児島県庁（行政庁舎13階）会議室13-環-1（鹿児島市鴨池新町10番1号）
- 3 講習事項及び講習時間

| 講 習 事 項 | 講 習 時 間 |
|-----------------|---------|
| 種苗に関する法令 | 2時間 |
| 種苗の産地及び系統に関する事項 | 2時間 |

種苗の生産技術に関する事項

2時間

- 4 受講資格
制限はない。
- 5 講習手数料
14,000円
- 6 受講手続
(1) 提出書類等
ア 受講申込書
イ 写真（受講申込み前6月以内に撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）
ウ 講習手数料（14,000円分の鹿児島県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）
なお、提出書類等を受理した後は、講習手数料は返還しない。
- (2) 提出書類等の提出先
各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課（県外に居住する者にあつては、鹿児島県環境林務部森林経営課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））
- 7 提出書類等の受付期間
令和元年9月18日（水）から同年10月18日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、郵送の場合は、令和元年10月18日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受講申込書の用紙の交付
受講申込書の用紙は、鹿児島県環境林務部森林経営課、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課において交付する。
なお、同用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 その他
講習会に関する照会は、鹿児島県環境林務部森林経営課（電話099-286-2111内線3360）、各地域振興局農林水産部林務水産課、熊毛支庁農林水産部林務水産課、熊毛支庁屋久島事務所農林普及課又は大島支庁農林水産部林務水産課に対して行うこと。

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和元年9月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機サービス及び関連のサービス（生活保護システム更新業務） 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県くらし保健福祉部社会福祉課生活保護班
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年8月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
北日本コンピューターサービス株式会社
秋田市南通築地15番32号
- 5 落札金額
44,431,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和元年7月5日

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第56号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年9月17日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

| 遊技機の種類 | 型式名 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号 |
|---------|---------------------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | P 烈火の炎 3 H 1 A Z 4 | 株式会社平和 | 9P0973 |
| ぱちんこ遊技機 | P A ハネモノ怪盗おそ松さん H C - R | 株式会社ディ・ライト | 9P0815 |
| ぱちんこ遊技機 | P 忍者ハットリくん 4 A M - S | 株式会社大一商会 | 9P0919 |
| ぱちんこ遊技機 | P 忍者ハットリくん 4 A G - S | 株式会社大一商会 | 9P0855 |
| ぱちんこ遊技機 | P 忍者ハットリくん 4 A G - J H | 株式会社大一商会 | 9P0987 |
| ぱちんこ遊技機 | P フィーバートータル・イクリプス V | 株式会社三共 | 9P0945 |
| ぱちんこ遊技機 | P A フィーバースーパー戦隊 Y | 株式会社三共 | 9P0484 |
| ぱちんこ遊技機 | P 義風堂々！！～兼続と慶次～ 2 M 6 - X | 株式会社ニューギン | 9P0915 |
| 回胴式遊技機 | S 天下布武 4 H H | セブンリーグ株式会社 | 9S0899 |
| 回胴式遊技機 | S 闘魂継承アントニオ猪木 L 3 | 株式会社オリンピア | 9S0824 |
| 回胴式遊技機 | S ドリームクルーン 2 C X | 株式会社オーイズミ | 9S0550 |
| 回胴式遊技機 | S パチスロ 1 0 0 0 ちゃん E X | 株式会社オーイズミ | 9S0826 |